

本件委託講師

本件楽器紹介販売者

(特定供給事業者 約960名)

## ※違反行為※

本件委託講師に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに音楽講師業務の委託料を支払った(注)。

本件楽器紹介販売者に対し、平成26年4月1日以後も消費税率引上げ分を上乗せせずに楽器紹介販売業務の選定手数料を支払った。

(注) 中小企業庁の調査開始後、一部の本件委託講師に対して、平成29年3月15日に、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。

音楽講師業務を本件委託講師に委託し、委託料を税込みで定める。



楽器紹介販売業務を本件楽器紹介販売者に委託し、選定手数料を税込みで定める。



株式会社山野楽器(特定事業者)  
(音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、  
音楽教室の運営等の事業を営む事業者)



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission

## ※勧告の内容※

- 音楽講師業務の委託料及び楽器紹介販売業務の選定手数料について、平成26年4月1日に遡って、速やかに消費税率引上げ分を上乗せした額まで引き上げ、当該引上げ分相当額を本件委託講師及び本件楽器紹介販売者に支払うこと
- 消費税転嫁対策特別措置法の研修を行うなど社内体制の整備を行うことなど

消費税転嫁対策特別措置法では、合理的な理由なく消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価の額を定める行為を「買ったたき」として禁止しています。

消費税転嫁されてイルカ  
ルカちゃん

